

京都市告示第448号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、令和元年6月10日から令和元年12月31日まで、株式会社アクティブケイを京都市公金収納受託者として、委託している円山コンサートの入場券販売代金の徴収及び収納事務について、令和元年6月10日から令和2年3月31日までに委託期間を変更します。

令和元年12月2日

京都市長 門川 大作

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)